

学校法人芦屋学園・芦屋大学と池田市教育委員会との  
連携協力に関する協定書

学校法人芦屋学園 芦屋大学（以下「甲」という。）と池田市教育委員会（以下「乙」という。）は、地域社会の発展に資することを目的とし、スポーツ、文化、芸術、教育の分野等で連携し、協力するため次のとおり協定を締結する。

第1条 目的

この協定は、甲及び乙がスポーツ、文化、芸術、教育の分野等で相互に連携協力し、人材の育成等に寄与することを目的とする。

第2条 連携協力事項

甲及び乙は、前条の目的を達成するために、次に掲げる事項について連携協力するものとする。

- (1) スポーツ、文化、芸術の振興に関すること
- (2) 生涯学習に関すること
- (3) 施設の利用に関すること
- (4) その他甲及び乙が必要と認める事項

第3条 実施方法の決定

甲及び乙は、前条の連携協力事項を実施する場合は、あらかじめ当該事項ごとに協議して、実施方法を決定するものとする。

第4条 経費負担

甲及び乙は、連携協力事項の実施に要する経費の負担について、当該事項ごとに協議して定めるものとする。

第5条 秘密保持

甲及び乙は、本協定の有効期間中又は期間満了後を問わず、本協定に関して知り得た秘密を、相手方の書面による承諾を得ない限り、第三者に開示又は漏洩してはならず、また本協定の遂行以外の目的に使用してはならない。

2 前項の秘密保持義務は、以下のいずれかに該当する場合には適用しない。

- (1) 公知の事実又は当事者の責に帰すべき事由によらずして公知となった事実
- (2) 第三者から適法に取得した事実
- (3) 開示の時点ですでに保有していた事実
- (4) 法令、政府機関、裁判所の命令により開示が義務付けられた事実

第6条 有効期間

協定は、協定締結の日から効力を有するものとし、甲乙いずれからも解除の申出がない限り、同一の内容をもって継続するものとする。


第7条 補則

本協定に定める事項について疑義が生じたとき又は本協定に定めのない事項について必要があるときは、甲乙双方が協議して定めるものとする。

本協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

平成30年1月16日

甲 学校法人芦屋学園  
芦屋大学 学長

比 志 小 橋 隆 夫  


乙 池田市教育長

田 沢 和 明  
